

給湯器等の点検商法に注意！

～ 高齢者が狙われています ～

給湯器や分電盤の点検商法に関する相談が急増しています。電話や訪問で突然点検を持ちかけ、不安をあおって高額な機器の交換を迫る手口が多くみられます。中には、「自治体から委託を受けた」、「契約中のガス会社から依頼された」などと身分を偽るケースもあります。特に高齢者に多いトラブルです。

トラブル事例



トラブル回避のポイント

- ◆ 電話や訪問で点検だと言われた場合、すぐに応じずに相手に身分証を求めたり、契約中の事業者 напрямую 連絡して点検を実施しているか確認しましょう。
- ◆ 点検を断りたいと思ったらドアを開けずにインターホン越しに断るようにしましょう。
- ◆ 契約を急かされてもすぐに契約せずに、家族や信頼できる業者に相談するなどして十分に検討しましょう。

高齢者を見守る方へ

周囲の「見守り」が高齢者を守ります！

- ◆ 高齢者は被害にあった認識がなかったり、誰にも相談しないなど、被害が表面化しにくい傾向にあります。高齢者宅で見慣れない契約書を見つけたり、様子がおかしいと思ったらすぐに相談してください。
- ◆ ご家族やホームヘルパー、ケアマネジャーなど周囲の方からの相談も受け付けています。
- ◆ 訪問販売の場合、クーリングオフ等ができる場合もあります。不安を感じたらすぐに相談してください。

ご本人からの
相談は



高齢者被害110番
☎03-3235-3366

受付時間：月曜～土曜（祝日・年末年始除く）9時～17時

ご家族・ホームヘルパー・
ケアマネジャー等からの
通報・問い合わせは



高齢消費者見守りホットライン
☎03-3235-1334

受付時間：月曜～土曜（祝日・年末年始除く）9時～17時

[消費者ホットライン] 局番なしの **188** (いやや!)

※お住まいの近くにある消費生活相談窓口につながります。

消費生活に関わる東京都の情報サイト



東京くらしWEB



<https://www.shouhiseikatu.metro.tokyo.lg.jp>



東京都多摩消費生活センター